

天城町農業委員会 1 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 1 月 1 5 日 (水) 1 3 時 3 0 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 1 9 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	平野 勝哉
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	上松 初美
4	松原上区	麓 福太郎	14	大津川	寶山 照助
5	前野	池上 雄二	15	瀬滝	奥 好生
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	吉川 貴也
7	浅間	勝尾 真一	17	当部	岩元 聡
8	浅間	元田 秀満	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞山 博一	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	永井 学			

4 欠席委員

5 事務局 3 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	廻 美沙	2	主任	中山 一輝
3	主任	中島 大地			

6 参加者 0 名

番号	所 属	氏 名

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 2 5 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 2 6 号 地籍事業に伴う地目変更の認定について

(3) 報告事項等

- ・その他 (協議会等)

(次第書) 令和7年1月15日(水) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いします。

(仲会長) 仲会長のあいさつ
(あいさつ後、定例総会に入る。)

ただいまの出席委員は19人であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和7年1月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、前田委員、中島委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

日程第３　議案第２５号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号８７番から８９番までの説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

それでは、申請番号８７番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員をお願いします。

奥委員

はい、申請番号８７番について説明します。参考資料は１

ページです。場所は、瀬滝構造改善センターがあるんですけど構造改善センターを挟んで北側と南側に道路がありまして、長竿のところは北側の道路をまっすぐ海岸のほうに向かって行きます。これで畑はないというところなんですけど、ここは畑総事業は入ってないですけど段差があって境界ははっきりしています。それから桑窪の2筆なんですけども構造改善センターの南側の道路をいきまして墓地を二か所通って南に下って行ってD寺があるんですけどその近くなんですけどもここは畑総事業が入ってまして境界ははっきりしています。ご審議のほどよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号87番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号87番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号８８番について、担当委員の調査報告を求めます。

元田委員お願いします。

元田委員

申請番号８８番について説明をいたします。譲渡人と譲受人の縁故関係はございません。参考資料の２ページ目をご覧ください。現地はですね、Ａ石油の農面道のほうから天寿園の方向に向かっていきまして、浅間入り口という四つ角があってその四つ角を浅間集落の方向に向かっていきますとＮ牛舎がございます。その牛舎の北側に現地があります。ここら辺は県営畑総事業が入ってまして終わった時点で譲受人のほうの小作をしていたということでございます。その小作している圃場は一つなんですけど、２筆にわけて譲受人と譲渡人の畑がございます。それを今回、譲渡人のほうが体調を壊されて買ってほしいということで今回の議題に上がってきております。皆様のご審議の方よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号８８番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８８番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号８９番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員をお願いします。

小林委員

申請番号８９番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。参考資料の３ページをご覧ください。場所は北部保育所の裏手側になります。今、さとうきびを植えています。境界等もはっきりしてるので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号８９番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８９番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第４ 議案第２６号地籍調査事業に伴う地目変更の認定についてを議題とします。

本案について、担当職員に説明を求めます。

（担当職員の説明）

詳しくは地籍調査室の担当が見えていますので、質疑の中で説明をお願いします。

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

前田委員、お願いします。

前田委員 地籍調査による地目変更の件でご説明いたします。本日の朝に現地確認をしてきました。確認したところ問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

奥委員 これ、与名間の地籍調査、法務局で閉鎖になってますか。

担当職員 令和5年度事業になってまして、まだ法務局のほうには提出していません。

奥委員 地籍事業が入ると確定するまで、結果が法務局に来ないわけよね、その間は閉鎖されてるんじゃないの。

担当職員 こちらから送ってからですね。法務局の審査が終わってこちらからの資料が全部揃って、法務局のほうに資料を送ってからになります。

奥委員 当部地区のほうは終わってますよね。結果はいつくるの。

担当職員 当部がまだ登記通知書がきてないので、変更中です。

奥委員 地籍調査事業が入って閉鎖になるのはいつから閉鎖になるのか。閉鎖が完了するのいつ頃になるのか。今、当部は地籍事業が入ったからデータが法務局からデータが貰えない。

担当職員 今、申請中だからですかね。その閉鎖時期はわれわれもわからないので確認します。

奥委員 閉鎖はいつからされていて、いつになったら解除されるのかを地籍調査室のほうでわからないと困るわけですよ。

担当職員 まだ、完了報告がきてないのでしばらく閉鎖のままだと思います。

奥委員 与名間地区は閉鎖されてないのよね。

担当職員 閉鎖されてません。今から4月以降に東京のほうに認証申請をして許可が出て戻ってきてから、法務局のほうに送付しますので、それが受理されてからだと思います。

奥委員 一旦、法務局に送って検査して国が認めてから

担当職員 ではなくて、最初に事業の審査を国がして許可を貰ったあとに法務局に送付します。

奥委員 法務局が入力するために国が検査するわけ。

担当職員 そうです。

奥委員 入力期間中の閉鎖になるわけね。

担当職員 そうなると思います。期間については確認をしておきます。

他に質疑ございませんか。

里村委員 2ページのところに不存在という項目が結構ありますがこの土地はなしになるんですかね。

担当職員 不存在という項目があるところについては、地権者の方がないということを認めてもらって申請をしたらその地番はなくなります。

里村委員 それと、Nさんの名前がいくつかあるんですが字が違うと思うんですが確認して貰えますか。

担当職員 わかりました。

他に質疑ございませんか。

貞山委員 この、雑種地というのはちょちょこあるんですけど、これは転用ですか。

担当職員 畑を耕作していなくて荒れている所を地目をどうするか地権者に確認した結果変更になりました。

貞山委員 もう一件なんですけど、920-1の所なんですけどその横の931-1ここはわざと分筆してるんですか。931-1は駐車場になるんですか。

担当職員 地権者の希望で宅地と駐車場をわけています。

奥委員 法務局の登記に載ったときに各地権者に通知はいきますか。

担当職員 通知はいきませんが、最終確認の閲覧書を渡しています。2部作製して一部を役場で保管しています。

奥委員 法務局は登記が完了したら2週間以内に通知がいくと思うんだけど、そちらも分かった時点で定例総会の中でも報告して貰えないですか。

担当職員 わかりました。完了した時点で農業委員会の定例会で報告するようにします。

他に質疑ございませんか。

これで質議なしと認めます。

これから、本案について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第5 諸報告を行います。お手元に配布してありますので、お目通し願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

協議事項等ありませんか。

（協議なし）

事務局より連絡等ありませんか。

- ・源泉徴収票について
- ・転用申請後の取り扱いについて
- ・活動記録簿について

次回の定例総会は、2月17日、月曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和7年1月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 00 分

